

## 豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、家庭用エネルギー設備（以下「設備」という。）を導入する者に対し、豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、設備を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、市民が行う住宅全体での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

### (補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備は別表第1に掲げるものとし、補助の要件は以下のとおりとする。

#### (1) 共通要件

未使用品であること

#### (2) 燃料電池

一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること

#### (3) リチウムイオン蓄電池

国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）により登録されているものであること

#### (4) 太陽熱利用設備

ア 太陽熱エネルギーで温めた水を、循環ポンプを用いずに自然対流させ給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）、又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は空調に利用するものや、空気を集熱ファンで強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、空調又は給湯に利用するもの（以下「強制循環型」という。）であること

イ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたものであること

#### (5) 一体的導入

##### ア 太陽光発電設備

(ア) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計等から構成されるものであること

(イ) 補助対象者本人が電気事業者と契約を行っているものであること（全量自家消費の場合を除く）

(ウ) 太陽光発電による電気が、補助対象者の住宅において消費されるものであること

(エ) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満（キロワット表示で、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）であること

(オ) 一般財団法人電気安全環境研究所（以下「J E T」という。）又はその他の認証機関に登録されているものであること

##### イ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）（以下「HEMS」という。）

(ア) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること

(イ) タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること

(ウ) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1

日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること

(エ) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。

(オ) 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること

(カ) 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること

(キ) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）

ウ リチウムイオン蓄電池

第3号のとおり

(6) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）を構成する設備

新築の戸建住宅のうち、国がZEH普及促進を目的に実施する補助金（以下、「国ZEH補助金」という。）における補助金の交付等を受けるものであること。ただし、同一年度において第2号から第5号の対象設備との同時申請はできないものとする。また第2号から第5号に掲げる規定は適用しないものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件をすべて満たし、設備を設置する者（個人）とする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅に設備を設置しようとする者

イ 自ら居住するため、建売住宅供給者等から市内の設備付き建売住宅（以下「設備付き建売住宅」という。）を購入しようとする者

(2) 第8条第1項の規定による申請の際に、設備を設置した住宅の所在地に住民基本台帳の登録がある者

(3) 豊橋市が徴収する税を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(5) とよはしエコファミリー宣言に賛同し、エコファミリー登録に同意する者

2 前項の条件をすべて満たす者においても、次のいずれかに該当する場合は補助金交付を受けることができない。

(1) 本人または本人と同一世帯に属する者が過去に同一設備で同様の補助金交付を受けた場合。ただし、第11条の規定による当該設備の使用の期間が経過している場合は、この限りではない。また、財産処分により第14条に基づく補助金の返還を行った場合においても、当該設備の当初の使用期間が経過していない場合は、補助金交付を受けることができないものとする。なお、補助金の交付については前条に掲げる補助対象設備ごとに1世帯につき1基とする。

(2) 第6条第1項に規定する事前の申込みができない場合

(3) 全ての事業完了日（予定日含む。）が、3月15日（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）による市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の前日）の翌日から3月31日となる場合。なお、事業完了日は別表第2に掲げるとおりとする。

3 前項第1号の規定に限らず、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備

を処分し、第 12 条第 2 項の規定に基づき処分承認の手続きを行った者は、補助金交付を受けることができるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

(事前の申込み等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、補助対象設備に係る設置工事の着工予定日(設備付き建売住宅を購入する場合にあっては、当該引渡し予定日)の 21 日前(その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日)までに、あらかじめ事前申込書(様式第 1)に次に掲げる書類等を添付して、市長に申し込まなければならない。

(1) 設置予定設備報告書(様式第 2、第 3、第 4)

(2) 補助対象設備の設置工事に係る工事請負契約書又は建売住宅における売買契約書の写し(ただし、契約書により対象設備の設置が確認できない場合、見積書等を添付すること)

(3) 太陽光発電設備を設置する予定の場合

ア 既築住宅に設置する場合、住宅全景のカラー写真

イ J E T 又はその他の認証機関に登録済みの製品であることのわかる書類

(4) HEMS を設置する予定の場合、「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していることのわかる書類

(5) リチウムイオン蓄電池を設置する予定の場合、S I I に登録済みの製品であることのわかる書類

(6) Z E H を建築または購入する予定の場合

ア 国 Z E H 補助金の交付決定通知書(以下「国決定通知書」という。)の写し。ただし、事前申込書の提出期限までに当該写しを提出できない場合は、理由書(様式第 21)を提出すること。なお、この場合において、国決定通知書が到達したときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

イ B E L S 評価書等、Z E H マークが表示された第三者機関の発行する証明書の写し(国決定通知書に Z E H 以上の性能であることのわかる記載がない場合に限る。)

(7) 自己の所有しない住宅に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事前申込書に受理した旨の記載をし、その写しを申込者に通知し、事前申込みを完了するものとする。

3 市長は、事前申込書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

4 申込者は、第 2 項の規定による事前申込みの完了を受ける前に、補助対象設備に係る設置工事に着手し、又は設備付き建売住宅の引渡しを受けてはならない。

(計画変更等)

第 7 条 前条第 2 項の規定による事前申込みの完了を受けた者(以下「事前申込者」という。)は、事前申込書を受理された後において、次の各号のいずれかに該当する変更を行うときは、速やかに事前申込変更申請書(様式第 5)により市長に申し出なければならない。ただし、第 3 号による変更をする場合は、事前申込みが受理された年度の 3 月 15 日(その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日)までに遅延理由報告書(様式第 6)及び遅延の根拠を証明する書類を添付するものとする。

(1) 補助金交付予定額の増減があるとき

(2) 補助対象設備設置(設備付き建売住宅の場合にあっては、当該購入)の中止、又は補助対象者の条件を満たさなくなったことによる事前申込みの取下げをするとき

(3) 天災、社会情勢など、事前申込者及び施工業者等の責めに帰さない理由により工期が遅延し、年度内に交付申請ができない場合による事前申込みの変更をするとき

- 2 市長は、事前申込変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該事前申込変更申請書に受理した旨の記載をし、その写しを事前申込者に通知するものとする。

(交付申請等)

第8条 事前申込者は、補助対象設備に係る設置工事又は設備付き建売住宅の引渡しを完了したとき(以下「事業完了」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第7)に次の書類等を添付して、次項又は第3項に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費確認書兼領収証明書(様式第8、第9、第10)

(2) 燃料電池においては、以下のとおりとする。

ア 燃料電池本体のカラー写真、燃料電池ユニットに添付されている製造番号が確認できる銘板等のカラー写真を貼付した台紙(様式第11)

イ 工事完了報告書(様式第12)、メーカー発行の保証書の写し

(3) リチウムイオン蓄電池においては、以下のとおりとする。

ア リチウムイオン蓄電池本体のカラー写真、型番及び製造番号が確認できる銘板等のカラー写真を貼付した台紙(様式第13)

イ 工事完了報告書(様式第12)、メーカー発行の保証書の写し

ウ 保証書にS I Iにより登録されているパッケージ型番の記載がない場合、出荷証明等の構成機器のわかるものの写し

(4) 太陽熱利用設備においては、以下のとおりとする。

ア 設置が確認できる太陽熱利用設備本体のカラー写真(様式第14)

イ 工事完了報告書(様式第12)、メーカー発行の保証書の写し

(5) 太陽光発電設備においては、以下のとおりとする。

ア 電力会社からの「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し、又は全量自家消費であることが確認できるメーカーが発行する保証書等の写し、かつ逆流を防止する装置を付けていることがわかるもの

イ 太陽光モジュールの製造者又は製造者を代行する業者が発行した出力対比表の写し。ただし、設置した全太陽光モジュールの測定値の記載のある製造番号票を貼付した台紙(様式第15)に代えることができる。

ウ 設置した住宅の全景のカラー写真、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)のカラー写真、太陽電池モジュールの設置面のカラー写真、住宅以外の建物等に当該太陽電池モジュールを設置した場合は、その連系点である住宅との連携部分が確認できる配線のカラー写真、全量自家消費の場合、逆流を防止する装置であることがわかるものの全景のカラー写真を貼付した台紙(様式第16)

エ 太陽電池モジュールの配置図

オ 設備付き建売住宅にあっては、設備付き建売住宅であることを確認できる立面図

カ 事業完了日を領収書の発行日とする場合は、領収書の写し

(6) HEMSにおいては、以下のとおりとする。

ア HEMSが起動している状態が確認できるモニター等機器のカラー写真を貼付した台紙(様式第17)

イ 工事完了報告書(様式第12)、メーカー発行の保証書の写し

(7) ZEHにおいては、以下のとおりとする。

ア 国ZEH補助金の交付額確定通知書の写し(補助金交付申請書の提出期限までに国から未到達の場合は、国決定通知書の写しを提出することにより審査を受けることができる。ただし、国から交付額確定通知書が到達した場合、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。)

イ 事業完了日を領収書の発行日とする場合は、領収書の写し

(8) 設置場所の住所の表記が事前申込み時と異なる場合、当該設置場所が同じであることが確認できる書類

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 第3条第2号から第5号に掲げる補助対象設備における申請の期限は、全ての事業完了日の翌

日から起算して2か月以内又は事前申込みが受理された年度の3月15日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）のいずれか早い日とする。

3 第3条第6号に掲げる補助対象設備における申請の期限は、事前申込みが受理された年度の3月15日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）までとする。

4 第2項及び第3項の申請期限までに第1項の規定による申請をしなかった事前申込者に係る事前申込みは、失効するものとする。

5 第2項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者の申請の期限は、全ての事業完了日の翌日から起算して2か月以内又は事前申込みが受理された翌年度の3月15日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）のいずれか早い日とする。ただし、補助金交付に必要な事項は交付申請日に有効な豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱に基づくものとする。

（1）第7条第1項第3号に該当し、同条第2項の写しを添えて交付申請をする者

（2）補助対象設備の事業完了日が、事前申込みが受理された翌年度となる交付申請をする者

6 第3項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者の申請の期限は、事前申込みが受理された翌年度の3月15日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日）までとする。ただし、補助金交付に必要な事項は交付申請日に有効な豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱に基づくものとする。

（1）第7条第1項第3号に該当し、同条第2項の写しを添えて交付申請をする者

（2）補助対象設備の事業完了日が、事前申込みが受理された翌年度となる交付申請をする者

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第18）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し通知するものとする。

2 交付が不相当と認められた場合は、補助金不交付決定通知書（様式第19）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定をした後、交付申請書兼請求書による申請者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（使用の期間）

第11条 第9条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象設備を次の各号の期間継続して使用しなければならない。

（1）第3条第2号から第5号に定める設備においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間

（2）第3条第6号に定めるZEHを構成する設備においては、6年間

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、前条に定める期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（以下「処分等」という。）

2 補助事業者は、前項に規定する処分等をする場合は、あらかじめ処分承認申請書（様式第20）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第 14 条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 前項において、第 12 条第 2 項の規定により提出した処分承認申請書による場合は、第 11 条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数（当該補助対象設備の使用を開始した日の属する月の翌月から、処分した日の属する月までの歴月数をいう。）を減じた期間に相当する補助額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。ただし、第 3 条第 5 号に規定する一体的導入の場合においては、別表第 3 に定める金額を各設備の補助額として扱い、返還を命ずるものとする。

(加算金)

- 第 15 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第 15 条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(調査)

- 第 16 条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。また、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(協力要請)

- 第 17 条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関するアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

(雑則)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成 24 年 7 月 14 日までの間、第 4 条第 3 号中「住民基本台帳の登録がある者」とあるのは「住民基本台帳の登録又は外国人登録がある者」と、第 8 条第 1 項第 6 号中「住民票」とあるのは「住民票（外国人にあっては登録原票記載事項証明書）」と読み替えるものとする。

(豊橋市太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 豊橋市太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 28 日決裁）は、廃止する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 1 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式第 5 及び様式第 10 は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(豊橋市住宅用燃料電池システム導入補助金交付要綱の廃止)

- 2 豊橋市住宅用燃料電池システム導入補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 1 日決裁）は、廃止する。

(豊橋市住宅用ホームエネルギーマネジメントシステム導入補助金交付要綱の廃止)

- 3 豊橋市住宅用ホームエネルギーマネジメントシステム導入補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 1 日決裁）は、廃止する。

(豊橋市住宅用リチウムイオン蓄電池導入補助金交付要綱の廃止)

- 4 豊橋市住宅用リチウムイオン蓄電池導入補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 1 日決裁）は、廃止する。

(豊橋市木質燃料利用促進事業補助金交付要綱の廃止)

- 5 豊橋市木質燃料利用促進事業補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 1 日決裁）は、廃止する。

(経過措置)

- 6 改正後の豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱の規定によるペレットストーブに対する補助金の交付は、平成 28 年 4 月 15 日以後に設置が完了する者から適用し、同日前に設置が完了した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第 1、様式第 5、様式第 6、様式第 16、様式第 17、様式第 20、様式第 21 は、改正後の豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第5項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月14日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市家庭用エネルギー設備等導入補助金交付要綱第6条第1項第7号の国ZEH補助金に係る規定は、令和4年7月29日以降に補助対象設備に係る設置工事に着手するものから適用する。なお、国ZEH補助金のうち、国土交通省所管こどもみらい住宅支援事業による申込みにおいて、令和4年7月28日以前に補助対象設備に係る設置工事に着手した場合は、令和4年7月28日までに第6条第1項の規定による申し込みを行えば着手後でもよいものとし、この場合、同条第4項の規定は適用しないものとする。

附 則 (令和5年3月31日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条及び第5条関係） 補助対象経費及び補助額

補助項目	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事に係る費用	一件40,000円
リチウムイオン蓄電池(※)	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の購入・据付、設置工事に係る費用	補助対象設備を構成するリチウムイオン蓄電池の蓄電容量（kWh表示で小数点以下1桁未満を切り捨て。）に10,000円を乗じて得た額とし、補助対象経費の20分の1の額又は70,000円のいずれか低い額を上限とする。
太陽熱利用設備	設備の購入費、設置工事費	自然循環型については一件10,000円とする。 強制循環型については一件20,000円とする。
一体的導入	<p>(1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に係る費用</p> <p>(2) HEMS データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置工事に関する費用</p> <p>(3) リチウムイオン蓄電池 前述と同じ</p>	一件120,000円
ZEHを構成する設備	ZEHを構成する高断熱外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備（換気設備、照明設備）、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備、エネルギー計測装置（HEMS）の購入・据付、設置工事に係る費用	一件160,000円

※リチウムイオン蓄電池の補助項目において、ハイブリッドパワーコンディショナ等の複数以上の機能を有する機器を導入する場合の補助対象経費は、当該機器の導入費用を、有する機能数で按分した額とする。

別表第2（第8条関係）事業完了日

設備	事業完了日
燃料電池	補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日
リチウムイオン蓄電池	補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日
太陽熱利用設備	補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日
一体的導入	以下のいずれか遅い期日 ○太陽光発電設備 余剰売電の場合は系統連系・受給を開始した日 全量自家消費の場合は補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日 ○HEMS・リチウムイオン蓄電池 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日 ○補助対象設備の設置に係る領収書の発行日
ZEH	以下のいずれか遅い期日 ○国からの交付額確定通知書の補助金確定日 ○補助対象設備の設置に係る領収書の発行日

※建売住宅の場合、引渡し日(住民票移動日)又は各設備の事業完了日のいずれか遅い期日とする。

別表第3（第14条関係）一体的導入における各設備の補助額

設備	金額
太陽光発電設備	50,000円
HEMS	5,000円
リチウムイオン蓄電池	65,000円